

政策会議付議事案書 (令和4年8月9日)

提案課名 はだの魅力づくり推進課

報告者名 上 松 太 一

<p>事案名</p>	<p>秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた県道705号拡幅に伴う沿道敷地の取得について</p>	<p>⑨ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>市内4駅のにぎわい創造に向け、「秦野市にぎわいのあるまちづくり協議会」及び「秦野市4駅にぎわい創造検討懇話会」を設置し、秦野駅北口周辺地区のにぎわい創造に向けた未来ビジョン及び市街地活性化推進計画の策定を進めています。</p> <p>こうした中、県が整備を進めている「県道705号」は、秦野駅北口周辺のにぎわい創造の中心となり、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼす道路です。また、県の用地買収によって所有地が縮小した地権者は、残地の活用に苦慮しています。</p> <p>これらを踏まえ、沿道の土地を、未来ビジョン及び市街地活性化推進計画において「にぎわい創造の拠点」と位置付けて土地利用を図るため、土地開発基金を活用して確保するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和3年1月 県道705号拡幅整備事業用地交渉促進調査を行い、沿道における低未利用資産の活用について検討</p> <p>〃 12月 「小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化方針」を政策決定</p> <p>令和4年4月 「秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例」施行</p> <p>〃 7月 沿道地権者への意向調査を実施（速やかな売却希望あり）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 県道705号の拡幅整備により建物が除却された土地（一部、建物が残置しているものを含む。資料のとおり。）のうち、隣地所有者による取得意向がないものについて、地権者から市へ売却の意向があったものから、秦野駅北口周辺のにぎわい創造に向けた拠点整備用地として、取得に向けた交渉を行うこと。</p> <p>2 令和4年中に交渉が成立するものは土地開発基金を活用し、取得すること。</p> <p>3 交渉が令和5年以降に継続するものの取得について土地開発公社の活用を検討すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>取得した土地については、当面の間、協議会等の意見を元に、まちなかの広場など社会実験の場としてにぎわいづくりの機運醸成を図りつつ、計画策定後は、にぎわい創造の拠点として土地活用を図ります。</p>	

